

「障害者の地域生活の推進に関する検討会」のヒアリングへの意見

NPO 法人 日本プラダー・ウィリー症候群協会

1 障害支援区分

障害者総合支援法の対象疾患以外の疾患への改正後の具体的内容はどのようなものか。改正後の支援区分は、より詳細な調査項目にはなっているが、PWS のように書面での判定が難しい疾患への対応をどうするのか。(例えば、審査会にあたり口頭での調査員の説明は可能なのか?)

2 ・グループホーム (GH) への一元化について

PWS に関しては 24 時間の管理・介護が必要としながらも在宅を余儀なくされているのが現状である。グループホーム (GH) とケアホーム (CH) の一元化によってグループホーム新設は困難な状況にはならないか。

・一元化の運営について

現行の GH とホームヘルプの報酬を考えると、一元化の運営については非常に危機感を覚える。また現行の GH・CH の運営に与える影響の程度、観覧がないよう円滑な制度の実施を望む。又、相談支援や人材育成その他支援において話合う際には、当事者や家族の参画を望む。

・「消防法」と「建築基準法」による規制強化が与える影響について (施設側の懸念)

今まで GH や CH は寄宿舍扱いであったが、来年 1 月からは福祉施設の扱いとなり、その為、福祉施設の建設基準法と消防法の基準を満たさないと建てる事が出来なくなるという。このままだと、建設する為の資金がかなり高額になり、現行の入所者の「障害基礎年金」で賄える範囲の家賃を大きく超えてしまう可能性が出てきてしまい、建設と運営の見通しはかなり厳しくなるのではと危惧している。

3 地域における住居支援

地域基盤整備のための基本方針・設備計画の概念を都道府県と市町村においてズレのないように統一してほしい。窓口となる総合的な知識を持つ相談員等の育成が必要である。その他、緊急の場合の入居施設や GH の確保、支援の具体策はあるのか。

4 親の高齢化、親なき後について

親の高齢化、親なき後の安心を考える GH にケアを加え生涯、支援が受けられること、並びに一元化に伴い親の高齢化、親なき後の支援の法制度の充実を望む。

5 地域格差の問題について

実際の制度運営については地方行政へ移行されることになるのか。その場合、地域の格差が生じないよう国が指導するよう望む。また、客観的に GH・CH のサービス運営が第三者の視点で評価できるシステムの拡充を望む。